

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日とし、  
翌日の翌日  
に当る)

目次  
◇告 示 昭和四十四年度鳥取県一般会計予算等

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五十六号

昭和四十四年二月定例県議会で三月二十四日議決された昭和四十四年度鳥取県一般会計予算、昭和四十四年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県管林事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十四年度有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四

十四年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十四年度鳥取県管電氣事業会計予算、昭和四十四年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和四十四年度鳥取県管埋立事業会計予算及び昭和四十四年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和44年度鳥取県一般会計予算

昭和44年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,018,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第250条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	4,880,512 千円
	2 事 業 税	739,047
	3 不 動 産 取 得 税	1,364,104
	4 県 民 交 通 費 税	185,573
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	351,185
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	60,191
	7 自 動 車 税	653,914
	8 銃 区 税	518,461
	9 狩 猟 免 許 税	4,227
	10 固 定 資 産 税	3,613
	11 自 動 車 取 得 税	17,617
		299,446

2 地 方 議 与 税	12 軽 油 引 取 税	660,991
	13 入 猟 税	3,143
3 地 方 交 付 税	1 地 方 道 路 議 与 税	916,567
	2 石 油 ガ ス 議 与 税	848,129
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 地 方 交 付 税	68,438
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,119,000
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 地 方 交 付 税	13,119,000
	1 分 担 金	40,473
6 使 用 料 及 び 手 数 料	1 分 担 金	40,473
	2 負 担 金	40,473
7 国 庫 支 出 金	1 使 用 料	514,059
	2 手 数 料	208,312
	1 国 庫 負 担 金	305,747
8 財 産 収 入	1 使 用 料	566,749
	2 手 数 料	378,901
	1 国 庫 補 助 金	187,848
9 財 産 運 用 収 入	1 国 庫 負 担 金	11,448,412
	2 国 庫 補 助 金	4,257,619
	3 委 託 金	7,080,883
10 財 産 運 用 収 入	1 委 託 金	109,910
	1 財 産 運 用 収 入	180,814
		31,855

9 寄 附 金		2 財産売却収入	148,959
1 寄 附 金			78,327
10 繰 入 金	1 特別会計繰入金		6,877
11 繰 越 金	1 繰 越 金		30,000
12 諸 収 入			2,700,210
	1 延滞金、加算金及び 過料		23,331
	2 県 預 金 利 子		50,345
	3 公営企業貸付金元利 収入		140,549
	4 貸付金元利収入		2,249,833
	5 受託事業収入		151,389
	6 収益事業収入		15,000
	7 雑 入		69,763
13 県 債			556,000
	1 県 債		556,000
歳 入 合 計			35,018,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費	1 議 会 費	152,495
	2 議 会 費	152,495
	3 議 会 費	152,495
	4 議 会 費	152,495
2 総 務 費	1 総務管理費	1,650,928
	2 企 業 費	1,050,038
	3 徵 稅 費	79,621
	4 市町村振興費	311,450
	5 選 挙 費	55,265
	6 防 災 費	7,797
	7 統 計 調 査 費	16,457
	8 人 事 委 員 會 費	84,158
	9 監 査 委 員 會 費	24,558
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	23,584
	2 兒 童 福 祉 費	1,917,378
	3 生 活 保 護 費	541,320
	4 災 害 救 助 費	631,080
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	742,166
	2 環 境 衛 生 費	2,812
	3 保 健 所 費	1,317,202
	1 公 衆 衛 生 費	607,805
	2 環 境 衛 生 費	36,839
	3 保 健 所 費	334,240

5 労働費	4 医業費	338,318	9 警察費	6 住宅費	407,569
	1 労働政費	272,572		1 警察管理費	1,627,074
	2 職業訓練費	56,555		2 警察活動費	1,488,326
	3 失業対策費	90,572			138,748
	4 労働委員会費	102,310			
6 農林水産業費		23,135	10 教育費		10,053,486
	1 農業費	5,793,382		1 教育総務費	650,910
	2 畜産業費	2,082,169		2 小學校費	3,711,568
	3 農地費	461,638		3 中學校費	2,120,160
	4 林業費	1,458,931		4 高等学校費	3,061,822
5 水産業費	1,321,873	5 特殊學校費		290,062	
	468,771	6 社会教育費		149,096	
7 商工費			7 保健体育費	69,868	
	1 商業費	2,458,968	11 災害復旧費		115,198
	2 工業費	953,690		1 農林水産施設災害復旧費	31,248
	1,426,865	2 土木施設災害復旧費	83,950		
8 土木費	3 観光費	78,413	12 公債費		1,262,284
		7,824,903		1 公債費	1,262,284
	1 土木管理費	245,359	13 諸支出金		542,130
	2 道路橋りょう費	4,068,588		1 公営企業貸付金	323,825
	3 河川海岸費	2,126,402		2 娯楽施設利用税交付金	4,573
4 港湾費	339,180	3 自動車取得税交付金	213,932		
5 都市計画費	637,805				

14 予 備 費	費	
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	35,018,000

第2表 債務負担行為

1 新 規

事 項	期 間	限 度 額
地方職員住宅及び土地賃貸借料	昭和44年から昭和70年度まで	千円 当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 158,116千円並びに同物件にかかるとる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかるとる経過利息に相当する金額の合計額
看護学生等修学資金貸付金	昭和44年度から昭和46年度まで	1,836
保母修学資金貸付金	昭和44年度から昭和45年度まで	720
農業近代化資金利子補給	昭和44年度から昭和64年度まで	融資総額 3,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の $\frac{4.5}{100}$ に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和44年度から昭和49年度まで	融資総額 517,000千円を限度とし、各年度の融資残高の $\frac{4.5}{100}$ に相当する金額

農村青年経営安定資金利子補給	昭和44年度から昭和51年度まで	昭和44年度に貸し付けた農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金) 61,000千円に対する昭和46年度から昭和47年度までの約定償還金の償還にあつてため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に、約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行つた額の各年度の融資残高の $\frac{4}{100}$ に相当する金額
農村若夫婦個室改善資金利子補給	昭和44年度から昭和52年度まで	融資総額 9,000千円を限度とし、各年度の融資残高の $\frac{3.1}{100}$ に相当する金額
果樹災害対策利子補給	昭和44年度から昭和45年度まで	昭和44年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会から 3,450千円以内で行なう利子補給額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和44年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属	融資元本 75,140千円について、損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日

	する年度まで	において、農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額（損失補償契約に定める遅延損害金を含む。）に相当する金額	
水産振興資金利子補給	昭和44年度から昭和50年度まで	融資総額60,000千円を限度とし、各年度の融資残額の $\frac{4}{100}$ に相当する金額	
移住者営農資金利子補給	昭和44年度から昭和53年度まで	融資総額1,500千円を限度とし、各年度の融資残額の $\frac{2}{100}$ に相当する金額	
久米ヶ原県営総合かんがい排水事業第1溜池施設工事	昭和44年度から昭和46年度まで	240,000	
畜産試験場職員住宅購入	昭和44年度から昭和64年度まで	30,303	
県道如來原倉吉線橋りよう架換（米沢橋）工事	昭和44年度から昭和45年度まで	103,000	
県道倉吉江北線橋りよう架換（三明寺橋）工事	昭和44年度から昭和45年度まで	95,000	
特別県営住宅購入	昭和44年度から昭和74年度まで	109,992	
警察職員住宅及び土地賃貸借料	昭和44年度から昭和68年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 135,082千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額	
警察学校生徒寮購入	昭和45年度から昭和65年度まで	61,329	
公立学校共済組合教職員住宅及び土地賃貸料	昭和44年度から昭和69年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額64,072千円並びに同物件にかかる公租公課及び災害補てん引当金に相当する金額の合計額	
育英奨学生貸付金	昭和44年度から昭和51年度まで	25,824	
県立西部農業高等学校校整備費	昭和44年度から昭和45年度まで	186,127	
県立鳥取工業高等学校校土地購入費	昭和44年度から昭和49年度まで	68,478	
県立鳥取工業高等学校校整地費	昭和44年度から昭和49年度まで	66,009	

2 変更

前			後		
補正事項	期間	限度額	補正事項	期間	限度額
育英奨学生貸付金	昭和42年度から昭和49年度まで	千円 19,512	育英奨学生貸付金	昭和42年度から昭和49年度まで	千円 21,020
育英奨学生貸付金	昭和43年度から昭和50年度まで	22,392	育英奨学生貸付金	昭和43年度から昭和50年度まで	23,900

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別養護老人施設費	千円 26,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

精神薄弱者授産施設費	15,000	同	上	同	上
精神薄弱児施設費	15,000	同	上	同	同
治山費	30,000	同	上	同	同
水産試験場整備事業費	30,000	同	上	同	同
道路新設改良費	27,000	同	上	同	同
砂防費	83,000	同	上	同	同
住宅建設費	125,000	同	上	同	同
高等学校施設整備整備費	160,000	同	上	同	同
漁港施設災害復旧費	3,000	同	上	同	上
建設災害復旧費	19,000	同	上	同	上
港湾災害復旧費	4,000	同	上	同	上
直轄河川海岸事業費	19,000	同	上	同	上
農業試験場土地購入費	89,000	同	上	同	上
計	645,000				

記名式利札交付公債 (証券) 発行の方法による。  
交付公債 (証券) の発行年度から以後6年度間に支払うものとする。

昭和44年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,233千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	103,126 千円
	2 自動車管理事業収入	6,188
	3 集中管理事業収入	63,364
2 財産収入	1 財産売却収入	1,000
		1,000
3 繰越金	1 繰越金	7,107
		7,107
歳入	合計	111,233

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 用品調達事業費	105,582 千円
	2 自動車管理事業費	8,644
	3 集中管理事業費	63,364
2 諸支出金	1 繰出金	886
		886
3 予備費	1 予備費	4,765
		4,765
歳出	合計	111,233

昭和44年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和44年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,609千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 証券収入	1 証券収入	565,401
	合計	565,401
2 繰越金	1 繰越金	10,208
	合計	10,208
歳入		573,609

款	項	金額
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	546,499
	合計	546,499
2 収入証紙売りさばき費	1 収入証紙売りさばき費	16,902
	合計	16,902
3 諸支出金	1 債還金	1
	合計	1
4 予備費	1 予備費	10,207
	合計	10,207
歳出		573,609

昭和44年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	8,536
	合計	8,536
2 繰入金	1 一般会計繰入金	4,647
	合計	4,647
3 繰越金	1 繰越金	2,443
	合計	2,443
歳入		2,443

4 諸 収 入			19,220
	1 貸付金元利収入		19,050
	2 雑 入		170
歳 入	合 計		34,846

歳 出	款	項	金 額
1	母子福祉資金貸付事業費		34,846
		1 母子福祉資金貸付事業費	34,846
歳 出	合 計		34,846

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	8,536千円	政府の定める方法による。	無利子%	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和44年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,142千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	使用料及び手数料	1 使 用 料	12,566
		2 繰 越 金	1
3	諸 収 入	1 雑 入	575
		合 計	13,142

歳 出	款	項	金 額
1	しかの和泉荘事業費	1 しかの和泉荘事業費	13,142
		合 計	13,142

昭和44年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,466千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円
	1 国 庫 補 助 金	5,400
2 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,056
3 諸 収 入		
	1 貸 付 金 元 利 収 入	10
歳 入	合 計	8,466
歳 出		
款	項	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円
		8,466

8,466

8,466

昭和44年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ828,613千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円
	1 国 庫 補 助 金	13,751
2 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	249,542
歳 入	合 計	249,542

13,751

13,751

249,542

249,542

3 繰越金	1 繰越金	15,824
	4 諸収入	118,996
5 県債	1 県預金利息	1,880
	2 貸付金元利収入	117,116
歳入合計		828,613

1 中小企業近代化資金 貸付事業費	1 中小企業近代化資金	828,613
	1 貸付事業費	828,613
歳出合計		828,613

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付金	430,500 千円	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1%	中小企業振興事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。

昭和44年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,545千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳入	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料	1 使用料	35,713	千円
	1 雑収入	3,239	
歳入合計		46,545	
2 繰入金	1 一般会計繰入金	7,593	
	1 雑収入	3,239	
歳出		歳出	
款	項	金	額
1 大山観光会館事業費	1 大山観光会館事業費	46,045	千円
	1 大山観光会館事業費	46,045	

2 予 備 費	1 予 備 費	500
	合 計	46,545

昭和44年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,331千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		51,145
	1 国 庫 補 助 金	51,145
2 繰 入 金		31,902
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,902
3 繰 越 金		1,914
	1 繰 越 金	1,914

4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	93,369
	2 雑 入	1
	合 計	178,331

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		178,331
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	178,331
	合 計	178,331

昭和44年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,299千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	1
	2 財産収入	47,395
	3 繰入金	33,200
4 繰越金	1 繰越金	9,674
	2 雑収入	2
5 諸収入	1 受託事業収入	9,027
	2 雑収入	2
歳入合計		99,299
歳出		
1 県営林事業費	1 職員費	20,020
	2 造林事業費	11,517
	3 保育事業費	60,916
歳出合計		99,299

款	項	金額
4 処分事業費	5 公有林野分収造林事業費	170
	6 県民の森造成事業費	1,629
	歳出合計	99,299

昭和44年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	20,898
	歳入合計	20,898

2	繰入金	1. 一般会計繰入金		2,074
3	繰越金	1 繰越金		3,001
4	諸収入	1 雑収入		555
5	県債	1 県債		40,000
歳入		合計		66,528
歳出				
1	事業費	1 事業費		54,607
		2 真宮境港魚市場荷棚施設建設費		11,607
				43,000
2	公債費	1 公債費		11,921
歳出		合計		66,528

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
真宮境港魚市場荷棚施設建設費	40,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年ずえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはずえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

昭和44年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,057千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	12,899
2 繰入金	1 一般会計繰入金	13,147
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	10
歳 入 合 計		26,057

歳 出

款	項	金額
1 有料道路大山環状道 路事業費	1 有料道路大山環状道 路事業費	7,000
2 公債費	1 公債費	19,057
歳 出 合 計		26,057

昭和44年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	11,586
2 繰入金	1 一般会計繰入金	12,553
3 繰越金	1 繰越金	1

4 県	債		25,000
	1 県	債	25,000
歳 入		合 計	49,140

歳 出		項	金 額
1 有 料 道 路 三 朝 高 原 道 路 事 業 費	1 有 料 道 路 三 朝 高 原 道 路 事 業 費		30,287
			30,287
2 公 債	1 公 債	費	18,853
歳 出		合 計	49,140

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
有料道路三朝高原道路建設費	25,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて起	10以内 %	借入年度から2年すえ置き、その後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても

償還期間を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができる。
--

昭和44年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和44年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	65,000
		65,000
2 県 債		60,000

1 県	債	60,000
歳入	合計	125,000

歳出		金額
款	項	千円
1 森山大山有料道路事業費	森山大山有料道路事	125,000
	1 森山大山有料道路事業費	125,000
歳出	合計	125,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
森山大山有料道路建設費	千円 60,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から2年すえ置き、その後13年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。

昭和44年度鳥取県公立学校農業実習特別会計予算

昭和44年度鳥取県の公立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,531千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		金額
款	項	千円
1 財産収入	1 財産売却収入	36,616
	1 繰越金	4,793
3 諸収入	1 雑収入	122
	合計	41,531
歳出		金額
款	項	千円
1 県立学校農業実習費		41,531

歳 出	1 県立学校農業実習費	41,531
合 計		41,531

昭和44年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和44年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,193千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金	1 国庫委託金	100
		100
2 財産収入	1 財産売却収入	58,927
		58,927
3 繰入金	1 一般会計繰入金	18,949
		18,949
4 繰越金		3,216

5 諸 収 入	1 繰越金	3,216
	1 雑 入	1
合 計		81,193

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	81,193
		81,193
合 計		81,193

昭和44年度鳥取県営電気事業会計

(総 則)

第1条 昭和44年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 110,809,000KWH

(2) 袋川発電所予備調査費 1,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 電気事業収益	387,870千円	第1款 電気事業費	368,489千円
第1項 営業収益	383,360千円	第1項 営業費用	206,799千円
第2項 営業外収益	4,510千円	第2項 営業外費用	161,590千円
		第3項 予備費	100千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 113,833千円は当年度分損益勘定留保資金82,656千円、繰越利益剰余金処分額25,000千円及び過年度分損益勘定留保資金6,177千円で補てんするものとする。)			
収 入		支 出	
第1款 資本的収入	3,767千円	第1款 資本的支出	117,600千円
第1項 固定資産売却代金	1千円	第1項 建設改良費	6,001千円
第2項 他会計への長期貸付金返還金	3,766千円	第2項 企業債償還金	111,516千円
		第3項 投資及び基金	83千円
(一時借入金)			

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 82,565千円

(2) 交際費 470千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち25,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 25,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和44年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和44年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 10,136,800立方メートル

(2) 日野川工業用水道建設事業 工事費 47,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお営業運転資金にあつては、一般会計から長期借入金90,501千円を借り入れる。

収、入		支、出	
第1款 工業用水道事業収益	31,333千円	第1款 工業用水道事業費	157,585千円
第1項 営業収益	31,322千円	第1項 営業費用	66,657千円
第2項 営業外収益	11千円	第2項 営業外費用	90,928千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			
収 入		支 出	
第1款 資本的収入	87,667千円	第1款 資本的支出	87,667千円
第1項 企業債	31,000千円	第1項 建設改良費	47,500千円
第2項 他会計からの長期借入金	40,957千円	第2項 企業債償還金	36,401千円
第3項 建設助成金	15,700千円	第3項 他会計からの長期借入金償還金	3,766千円
第4項 建設収入	10千円		

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 31,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から5年すえ置き、その後20年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は51,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 24,075千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和44年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和44年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

境港外港地区埋立事業 工事費 324,419千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入 514,378千円

第1項 企業債 296,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 192,367千円

第3項 建設収入 10千円

第4項 土地売却代金 26,001千円

支出

第1款 資本的支出 514,378千円

第1項 建設改良費 324,419千円

第2項 企業債償還金 189,959千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の

とおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	296,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から2年すえ置き、その後8年度間に償還するものとする。ただし県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、296,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,351千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

鳥取県立病院 収取費公報

昭和44年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和44年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	598床
(2) 年間入院患者数	169,725人
(3) 年間外来患者数	257,424人
(4) 一日平均入院患者数	465人
(5) 一日平均外来患者数	796人
(6) 主要な建設改良事業	公舎建設 7,567千円 医療機器備品 26,990千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	866,219千円
第1項 医業収益	786,249千円
第2項 医業外収益	62,846千円
第3項 看護婦養成所収益	17,124千円
支 出	
第1款 病院事業費用	896,527千円
第1項 医業費用	842,458千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 2,000千円は当年度分積立勘定留保資金2,000千円で補てんするものとする。)

第1款 資本的收入	214,503千円
第1項 出 資 金	71,731千円
第2項 他会計からの借入金	140,549千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
第4項 貸 貸 料	2,213千円
支 出	
第1款 資本的支出	216,503千円
第1項 建設改良費	34,557千円
第2項 企業債償還金	39,184千円
第3項 他会計からの借入金償還金	140,549千円
第4項 貸付固定資産償還金	2,213千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、110,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の

議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 383,215千円

(2) 交 際 費 360千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 借上げ病床の賃借料にあてるため 930千円

(2) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用前の施設整備及び企業債償還元金等に起因する歳入歳出不足額の補てんにあてるため 12,465千円

(3) 病棟修理に要する経費の一部にあてるため 6,500千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、356,963千円と定める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】